

**辻堂浄化センター汚泥処理施設包括的民間業務委託  
事業者選定公募型プロポーザル実施要領**

**1 業務概要**

**(1) 業務名称**

辻堂浄化センター汚泥処理施設包括的民間業務委託

**(2) 業務実施場所**

住所：〒251-0046 藤沢市辻堂西海岸三丁目3番1号 辻堂浄化センター地内

**(3) 公共施設等の管理者の名称**

藤沢市長 鈴木恒夫

**(4) 募集の主旨**

藤沢市（以下「委託者」という。）が整備し所管する汚泥処理施設の維持管理業務に関する各種業務について、性能発注・複数年契約により包括的に委託することで事業者（以下「受託者」という。）の創意工夫を促し効率的な事業運営が実現できるようにし、また、官民が連携しやすい体制を整える事で下水道サービスの維持・向上とともに業務の効率化を図ることとしている。

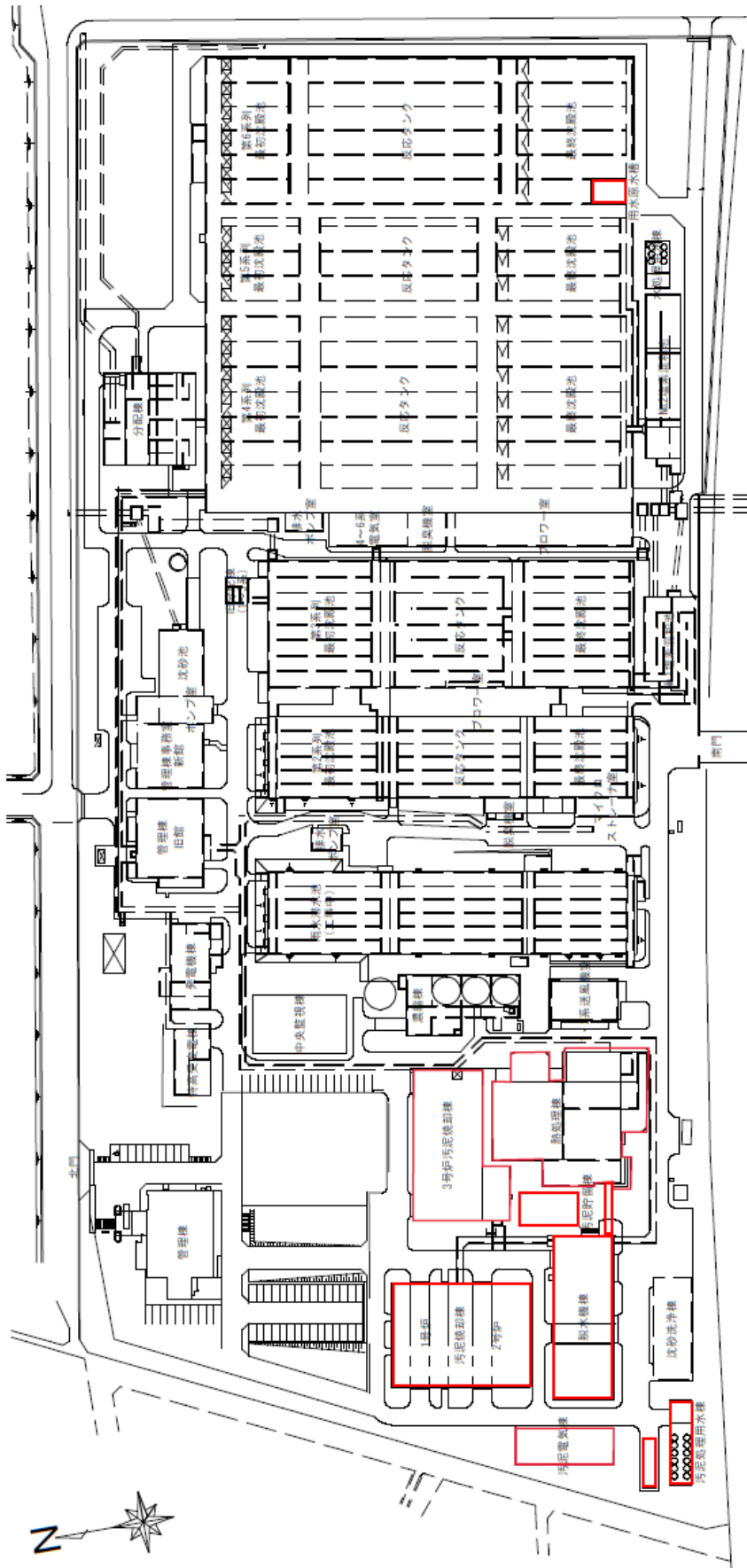
本募集は、以上の趣旨に合致する優れた民間事業者の提案を受けるために募集を行うものである。

**(5) 本業務の対象施設及び対象業務**

**ア 対象施設**

本業務の対象施設は、藤沢市辻堂浄化センターの汚泥処理関連施設とする。

項目	辻堂浄化センター
汚泥処理関連施設	汚泥脱水設備
	汚泥焼却設備
	汚泥脱臭設備
	汚泥用水設備
	汚泥貯留設備
	(汚泥)電気計装設備
	重量計



赤枠は対象設備を示す。

図1 辻堂浄化センター全体配置図（対象設備一覧）

## イ 対象業務

受託者が行う対象業務は、対象施設の運転管理、保全管理業務を中心とした維持管理業務であり、次に示す業務である。

- (ア) 運転管理業務
- (イ) 保全管理業務
- (ウ) 環境計測業務
- (エ) ユーティリティ、物品等の調達及び管理に関する業務
- (オ) 脱水汚泥搬入立会い業務（大清水浄化センター脱水汚泥受入立会い。）
- (カ) 消防用設備等点検業務
- (キ) 焼却灰・廃砂等の産業廃棄物の収集・運搬、処分
- (ク) 土木・建築、建築設備の維持管理業務
- (ケ) 健全度調査業務
- (コ) スtockマネジメント業務

### (6) 委託方式

本業務は、複数年にわたり各種業務を包括的に性能発注により委託する包括的民間業務委託とする。

### (7) 委託期間

本業務の委託期間は、2026年（令和8年）11月1日から2032年（令和14年）3月31日までの5年5か月間とする。

## 2 プロポーザル参加に関する条件等

### (1) 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 参加者は、単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とする。
- イ 共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）の数の上限は任意とするが、構成員は本業務の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。共同企業体は構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業がプロポーザル参加の申請及び手続きを行う。
  - (ア) 共同企業体は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出時に、代表企業及びその他の構成員の企業名並びに各々が携わる業務を明らかにすること。

(イ) 参加者である単独企業及び構成員は、他の共同企業体の構成員になることができない。

(ウ) 構成員のうち少なくとも1社は、かながわ電子入札共同システムにおいて藤沢市内に本店を置く地元企業であること。

## (2) 参加資格要件

参加者は、2(1)に示す構成等を満たした上で次に掲げる要件をすべて満たすこと。共同企業体を結成する場合は、「表 共同企業体における参加要件区分」に示す取扱いとする。

ア 参加表明書の提出日において、事業所所在地の法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税等の納付すべき国税及び地方税を滞納していないこと。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 本プロポーザルの実施要領の公募開始日(以下「公募開始日」という。)の前日において、かながわ電子入札共同システムによる令和7、8年度競争入札参加資格者名簿の一般委託の営業種目「汚水処理施設等保守管理の委託」で藤沢市長から認定を受けていること。

エ 公募開始日以後に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

カ 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。

キ 参加表明書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たす者であること。

(ア) 辻堂浄化センター汚泥処理施設と同等以上(焼却炉の合計焼却能力190

t/日以上)の施設規模がある汚泥処理施設に対して、元請けとしての維持管理業務委託受注実績を有すること。

(イ) 辻堂浄化センター汚泥処理施設と同等以上(焼却炉の合計焼却能力190t/日以上)の施設規模がある汚泥処理施設に対して元請けとして実施した工事受注実績を有すること。なお、焼却炉の修繕工事を含むものに限る。

(ウ) 特定建設業許可を受けていること。

ク 業務要求水準書別紙5「有資格者に関する条件」に掲げる条件を満たす者を業務実施場所に配置できる者であること。(再委託を行う業務を除く。)

ケ 下水道処理施設維持管理業者登録規定(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく下水道処理施設維持管理業者登録を有する者であること。

表 共同企業体における参加要件区分

参加要件		参加要件を満たす企業範囲
	ア	代表企業、構成企業の両方
	イ	代表企業、構成企業の両方
	ウ	代表企業、構成企業のうち維持管理を担当する企業
	エ	代表企業、構成企業の両方
	オ	代表企業、構成企業の両方
	カ	代表企業、構成企業の両方
キ	(ア)	代表企業、構成企業のうち維持管理を担当する企業
	(イ)	代表企業、構成企業のうち修繕工事を担当する企業
	(ウ)	代表企業、構成企業のうち修繕工事を担当する企業
	ク	代表企業、構成企業のうち有資格者が必要な各業務を担当する企業
	ケ	代表企業、構成企業のうち維持管理を担当する企業

※ 維持管理とは、業務要求水準書 別紙2の1(1)、2(1)～(2)のことをいう。

※ 修繕工事とは、業務要求水準書 別紙2の2(3)のことをいう。

### (3) 参加資格確認基準日

参加者は、2(2)に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出締切日(2026年(令和8年)6月19日)とする。

### (4) 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い

参加者である単独企業並びに共同企業体の代表企業が、委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くにいたった場合、当該単独企業並びに共同企業体は失格とする。

また、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該企業は失格とする。この場合当該企業が請け負い、又は受託する予定であった業務について新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を参加表明書及び参加資格確認書類の提出締切日2026年（令和8年）6月19日を期限として認める。

公表日以後に、公正な競争を阻害する行為があったと辻堂浄化センター汚泥処理施設包括的民間業務委託事業者選考委員会（以下委員会という。）が認めた当該単独企業並びに共同企業体は失格とする。

#### **（５）募集に関する留意事項**

本業務の契約上限価格は次のとおりである。

¥4,695,988,000円（税込）

#### **（６）募集に関する留意事項**

##### **ア 公正な募集の確保**

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

##### **イ 募集の取りやめ等**

委託者は、次の内容を委員会が認めた場合には、当該参加者を参加させず、又は募集の延期もしくは中止をすることがある。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、委託者は、その賠償の責を負わない。

（ア）参加者が連合し又は不穩の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。

（イ）天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

##### **ウ 応募の無効**

提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合及び参加資格確認で資格要件を満たしていなかった場合は、応募は無効とし提案書を提出できない。

##### **エ 募集説明書等の承諾**

参加者は、**参加表明書（様式第 1 号）** の提出をもって、辻堂浄化センター汚泥処理施設包括的民間業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の記載内容を承諾したものとみなす。

#### **オ 費用負担**

参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

#### **カ 使用言語、単位等**

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

#### **キ 提出書類の取扱い**

##### **（ア）著作権**

参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。

##### **（イ）提出書類の返却等**

参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、委託者が指示をした場合を除き認めない。

##### **（ウ）提出書類の記載事項による失格**

提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

#### **ク 特許権等**

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

#### **ケ 提供資料の取扱い**

委託者が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、委託者の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

#### **コ その他**

委託者は、実施要領に定めるものの他、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、本業務に係るホームページを通じて参加者に通知する。

### 3 募集及び選定等の日程

募集公告から契約締結までの日程は、表3-1のとおり予定している。ただし、応募書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

表 3-1 受託者の募集及び選定の日程（予定）

項目	日程
公募開始・HP公開	2026年(令和8年) 6月 5日
質問書（1回目）の提出期限	2026年(令和8年) 6月19日
質問書（1回目）への回答期限	2026年(令和8年) 6月26日
参加表明書の提出期限	2026年(令和8年) 6月19日
参加資格確認結果の通知	2026年(令和8年) 6月30日
資料閲覧・現地見学申請書提出期限	2026年(令和8年) 7月 7日
現地見学会の実施	2026年(令和8年) 7月13日
資料閲覧期間	2026年(令和8年) 7月10日 ～2026年(令和8年)7月14日
質問書（2回目）の提出期限	2026年（令和8年）7月21日
質問書（2回目）への回答期限	2026年（令和8年）7月28日
見積書、提案書の提出期限	2026年(令和8年) 7月31日
プレゼンテーションの実施	2026年(令和8年) 8月 7日
選定結果の通知	2026年(令和8年) 8月17日

### 4 募集に関する手続き等

#### (1) 事務の受付及び実施

本プロポーザルに係るすべての事務及び受付は、事務局で行う。

受付時間は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

本プロポーザルの内容等に係る事前説明会については行わない。

また、共同企業体の場合、事務局との連絡窓口は共同企業体の代表企業が行うものとし代表企業以外からの問い合わせ等は一切認めないものとする。

#### (2) 事務局

担当課 道路下水道部 下水道施設課（辻堂浄化センター担当）

担当 嶋津（しまづ）、伊澤（いざわ）、三次（みつぎ）

郵便番号 251-0046

住所 神奈川県藤沢市辻堂西海岸三丁目 3 番 1 号

電話 0466-34-3330

FAX 0466-35-7363

メールアドレス fj-tsuji-j@city.fujisawa.lg.jp

### （3）質問の提出

質問の受付は次のとおりとする。

#### ア 質問の方法

質問は、**質問書（様式第6号）**を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき1枚提出する。なお、電子メール送信の際は、件名を「藤沢市辻堂浄化センター汚泥処理施設包括的民間業務委託 質問書」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

#### イ 受付期限

1回目：2026年(令和8年)6月19日午後5時まで

2回目：2026年(令和8年)7月21日午後5時まで

#### ウ 質問内容の制限

1回目：実施要領等の公募資料に関する質問

2回目：現地見学会、閲覧資料の内容に関する質問

※ 上記内容以外の質問に関しては一切回答しない。

### （4）質問への回答公表

回答は、提出された質問を取りまとめて、本市ホームページにて以下の日程で公表することとし、口頭による個別対応は一切行わず、回答に対する再質問は認めない。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

1回目：2026年（令和8年）6月26日

2回目：2026年（令和8年）7月28日

## (5) 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を次のとおり提出すること。

提出期限 2026年(令和8年)6月19日 午後5時まで(必着)

提出先 事務局

提出方法 持参又は郵送(「特定記録郵便」、「簡易書留」又は「書留」のいずれかの方法による。)

提出書類は、「表4-1 参加表明時の提出書類」のとおりとし各1部を提出すること。

ただし、作成要領等に7部提出と記載のものは7部提出すること。

表4-1 参加表明時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等	共同企業体の場合 提出企業
参加表明書	様式第1号	必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。	代表企業
共同企業体 構成表	様式第1-1号		代表企業
合意書	様式第1-1-1号	必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。	代表企業
会社概要書	様式第2号	最新のもの。	代表企業、構成企業
法人登記事項 証明書	—	募集公告日以降に交付されたもの。	代表企業、構成企業
決算書の写し	—	直近3か年分。7部提出すること。	代表企業、構成企業
納税証明書	—	(滞納等の記録がないもので、参加表明書提出日前3か月以内に発行されたもの。なお、税目が該当していても、その税額が0円又は課税されない場合は、その旨がわかる証明書を必要とする。) a 市内に事業所がある場合 (a) 法人税、消費税及び地方消費税 提出する決算書と同じ年度の納税証明書、若しくは、未納のないことの証明(納税証明その3の3) (b) 法人市民税 提出する決算書と同じ年度の納税証明書 (c) 固定資産税(固定資産がない場合は、無資産証明) 提出する決算書と同じ年度及び翌年度の納期到来分の納税証明書。 b 市内に事業所がない場合 (a) 法人税、消費税及び地方消費税 提出する決算書と同じ年度の納税証明書、若しくは、未納のないことの証明(納税証明その3の3)	代表企業、構成企業
会社案内のバ ンフレット等	—	最新のもの。	代表企業、構成企業
業務実績書	様式第3号		代表企業、構成企業
業務実績を 証明する書類	—	契約書・仕様書・要件定義書等の写し	代表企業、構成企業
配置予定 従業者調書	様式第12号	・必要事項を漏れなく記載すること。 ・配置予定統括責任者、副責任者及び従業者が参加資格要件に定めた資格を有することを証明する書類の写しを添付すること。 ・業務全体の実施体制が確認できる業務実施体制図を添付すること。 ※再委託する予定の業務については作成不要。	代表企業、構成企業
下水道処理施 設維持管理業 者登録証の写 し			維持管理を 担当する企業

※ 維持管理とは、業務要求水準書 別紙2の1 (1)、2 (1) ~ (2) のことをいう。

#### (6) 参加資格確認結果の通知

参加表明者に対しては、参加資格要件を確認し、参加資格の有無を**参加資格確認結果通知書（様式第7号）**により2026年(令和8年)6月30日に事務局から郵送する。

#### (7) 現地見学会

参加者に対して、次のとおり現地見学会を実施する。参加を希望する者は、所定の手続きにより事前に申込みをすること。

##### ア 実施日時

2026年(令和8年)7月13日 時間は市より別途指定する。

##### イ 実施場所

辻堂浄化センター

##### ウ 申込方法

現地見学会参加申込書（様式第10号）に必要事項を記入し、電子メールにより「**4（2）事務局**」宛に申し込むこと。その他の方法による申し込みは認めない。電子メール件名は「現地見学会参加申込み」とし、受信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式はPDFファイルとする。

##### エ 申込期限

2026年(令和8年)7月7日 午後5時まで

##### オ その他

実施要領等の公募資料は配布しないので、各自持参すること。現地見学会への移動手段は参加者各自で用意すること。なお、現地見学会において質疑応答の機会は設けない。本業務に関する質問は、**4（3）**に示すところによりのみ受け付けるので留意のこと。

#### (8) 資料閲覧

参加者に対して、次のとおり資料閲覧の期間を設ける。希望する者は、所定の手続きにより事前に申込みをすること。

##### ア 実施期間

2026年(令和8年)7月10日～2026年(令和8年)7月14日までの期間において、希望者の希望日時を参考に委託者が調整、指定した日時とする。

## イ 実施場所

辻堂浄化センター 管理棟3階会議室

## ウ 申込方法

資料閲覧申込書(様式第11号)に必要事項を記入し、電子メールにより申し込むこと。その他の方法による申し込みは認めない。電子メール件名は「資料閲覧申込み」とし、受信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式はPDFファイルとする。

## エ 申込期限

2026年(令和8年)7月7日 午後5時まで

## オ 閲覧資料

閲覧が可能な資料は、次のとおりである。

(ア) 対象施設の完成図書

(イ) 対象施設の維持管理資料(令和3年度～令和7年度)

(ウ) 施設機能報告書

## カ その他

資料閲覧において質疑応答の機会は設けない。本業務に関する質問は、4(3)に示すところによりのみ受け付けるので留意のこと。

## (9) 見積書、提案書の提出

プレゼンテーションの実施にあたっては、見積書、提案書等を次のとおり提出すること。

見積書の提出にあたっては、見積金額が契約上限価格を超えている場合は失格とする。

提出期限 2026年(令和8年)7月31日 午後5時まで(必着)

提出先 事務局

提出方法 持参又は郵送(「特定記録郵便」、「簡易書留」又は「書留」のいずれかの方法による。)

## ア 提出する書類

見積書、提案書提出時は、次に示す書類を提出すること。なお、提出書類は写しを含め、モノクロ・カラーどちらでも可とする。

各書類の作成要領等は、表 6-1 のとおりとする。

**(ア) 提案書 (様式第 4 号)**

提出部数：原本 1 部、写し 8 部

**(イ) 見積書 (様式第 5 号) 及び内訳書 (任意様式)**

提出部数：原本 1 部、写し 2 部

**(ウ) 選定結果通知書送付用封筒**

提出部数：1 枚 (送付先宛名を記載し、110 円切手を貼付すること。)

**表 6-1 提案書及び見積書提出時の提出書類**

提出書類	様式	作成要領等
提案書	様式第 4 号	
提案書添付書類	—	事業者選考委員会審査要領のとおり。
見積書及び 見積内訳書	様式第 5 号 内訳は任意様式	業務要求水準書に定める追加費用は見積金額には含めない。

**イ 作成に当たっての留意事項**

提出書類の作成に当たっては、委託者から特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

(ア) 合計枚数は 30 枚程度 (表紙含む。) とし、簡潔かつ明瞭に記述すること。  
提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。

(イ) A4 版ファイル綴じとする。図面等で A3 版を使用する場合は A4 版に折り込むこと (A3 版は 2 ページ換算とする)。

(ウ) 使用する言語は日本語、単位は計量法 (平成 4 年法律第 51 号) に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

(エ) 原則として横書きで記載すること。

(オ) 使用する文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。

(カ) 各様式中に掲げる指示を十分に踏まえること。

**(10) 参加の辞退**

参加表明書の提出以降、提案書の提出期限日まで随時参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日までに、**提案辞退届（様式第8号）** 1部、事務局に提出すること。

## 5 受託者の決定等

### (1) 委員会の設置

#### ア 選定方法

委員会により提案書等について審査し、プレゼンテーション審査、書類審査及び見積金額の評価点で構成される総合計得点で競い、辻堂浄化センター汚泥処理施設包括的民間業務受託者として優先交渉を行う者（以下「優先交渉権者」という。）を選定する。

#### イ 審査方法

(ア) 委員会で評価された評価点の合計により決定する。

(イ) 評価は、「辻堂浄化センター汚泥処理施設包括的民間業務委託事業者選考委員会審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づくものとする。

(ウ) 提出された書類に虚偽の記載があると委員会で判断された場合は失格とする。

(エ) 最高評価点が同点の場合は、見積金額が安価な者から順に優先交渉権者とする。

#### ウ 審査項目

審査項目は審査要領に基づくものとする。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

プレゼンテーション及びヒアリングは、次のとおり実施する。なお、詳細については、提案書提出者に別途連絡することを予定している。

プレゼンテーションの内容は提案書の補足説明とし、提案書に記載のない追加提案は認めない。

実施日 2026年(令和8年)8月7日

実施順序については、提案書提出順とする。

※ 実施時間及び場所等については、別途連絡する。

出席者 5名以内

※ ヒアリングを行うため、原則として配置予定統括責任者が出席していること。

内容

事前準備 10分

プレゼンテーション 30分以内

ヒアリング 15分程度

片付け 5分

※ プロジェクター等が必要な場合は事前に相談すること。

### (3) 選考結果の通知等

選定結果は次のとおり通知する。

通知日 2026年(令和8年)8月17日

通知方法 選定結果通知書(様式第9号)により事務局から郵送する。

### (4) 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、委託者はその旨を速やかに本業務に係るホームページで公表する。

### (5) 参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合も、提案評価基準に従い審査を行う。なお、参加者が1者であった場合、状況に応じて「表3-1 受託者の募集及び選定の日程(予定)」について、委託者と参加者が協議の上変更を行う場合がある。

### (6) 契約手続き

#### ア 業務契約の締結

優先交渉権者は、業務要求水準書等の諸条件について、委託者との詳細協議を進めた上で、協議が整った場合に業務委託契約を締結する。

#### イ 優先交渉権者が業務契約を締結しない場合

委託者は、業務要求水準書等の諸条件について優先交渉権者との協議が整わず業務委託契約を締結しないときは、提案審査結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。